

豊橋市教育委員会定例会会議録

平成27年10月22日 開催

署名者

豊橋市教育委員会

朝倉 由美子 委員長

高橋 豊彦 委員

加藤 正俊 委員

豊橋市教育委員会

平成27年10月22日(木)午後3時、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室において開催し委員参集す。

出席委員

朝倉由美子 委員長、高橋豊彦 委員、芳賀亜希子 委員、
渡辺嘉郎 委員、加藤正俊 委員

説明のため出席した職員

豊橋市教育委員会事務局

金子尚央	教育部次長
村田敬三	教育政策課長
山西正泰	学校教育課長
松井雄一郎	保健給食課長
森田教義	生涯学習課長
蔵地宏美	スポーツ課長
天野年雄	図書館長
三世善徳	美術博物館副館長
家田健吾	科学教育センター所長
中村一吉	自然史博物館事務長

議 事 日 程

9月定例会・10月1日臨時会・10月15日臨時会会議録の承認

1 協議事項

- (1) 平成27年度教育交流事業について
- (2) 教育振興基本計画中間見直しについて
- (3) 平成28年度教育予算及び意見交換会について
- (4) 学校におけるいじめ等への対応について

2 報告事項

小中一貫教育の取り組み状況について

3 定例会の日程等について

(委員長)

それでは、ただ今から、豊橋市教育委員会10月定例会を開催します。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第23条により、私から指名させていただきます。

今回は、高橋委員と加藤委員にお願いしたいと思いますが、ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、議事日程に沿って進めてまいりたいと思います。

「9月定例会、10月1日臨時会、10月15日臨時会の会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

なお、9月定例会の議事録については、前委員長の木下さんも確認済みとのことです。

(「特になし」の声あり。)

(委員長)

特にご意見、質問がありませんので、この内容により公開して参ります。

それでは、次に「日程第1 協議事項」に移りたいと思います。

「協議事項(1) 平成27年度教育交流事業について」の説明を事務局からお願いします。

■教育政策課長 協議事項(1)について説明 (別添資料)

(委員長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

(教育長)

今年度は、派遣もしないし、受け入れもしないということです。

(高橋委員)

派遣を中止するということに対する理解に関して、派遣団員などから意見があるなど、何か気になることはありますか。

(教育政策課長)

選ばれた人に関しては、少しぐらい無理しても行きたいという声もありました。

(高橋委員)

それは、仕方がないということで理解はされそうだといいことでよろしいですか。

(教育政策課長)

はい。

(高橋委員)

楽しみにしていたという感情的なものを前面に出されると難しいものがありますね。来年に向けて、今回選ばれた子ども達に役割を担ってもらうなどということはあるのですか。

(教育政策課長)

ないです。現在、小学校6年生の児童であり、来年は中学校へ上がるため、分けて考えます。

(渡辺委員)

MERSの感染力は、基本的に余り強くないのですが、こういった場合は辞めておいた方がいいと思います。WHOもまだ終息宣言を出していませんし、一度陰性になって再び陽性になっている人も出ています。この方は、免疫系に異常がある悪性リンパ腫を抱えているので、普通の人が感染することはないのかもしれませんが、万全を期した方がいいと思います。

何かあると、子どもたちや保護者に対して申し訳ないですから。

(教育長)

結団式はしっかりとやって、平成27年度の訪問団は結成してあげたいです。ただ、今回は直接的な交流は中止させていただきます。そして、ビデオレターを中心とした交流を行い、訪問団として何か思い出になるような行事をやってあげられたらと考えています。

(教育政策課長)

向こうからもビデオレターなりを送ってもらえるといいなと思っており、そのように調整をしています。

(教育長)

南通市との交流を中止した年も過去にあります。残念なことは残念だけど、今の国際情勢からいって自分たちのときにこういうことがあって行けなかったということを知るのも教育の一貫であると思う。ただ、行けなくて残念だったという記憶だけが残らないようにしてあげたいです。

(渡辺委員)

確かにMERSという国際的規模の中で起こった感染症というものを少し表に出して、こういうことがあったから実施できなかったということを伝えることは、教育的な意味があると思います。

今後の自分たちの健康を守るということにも関係してくると思いますから、実施できないのは残念ですが、そういった話をしていくのはいいことだと思います。

(委員長)

他にございませんか、なければ、次に「協議事項(2) 教育振興基本計画中間見直しについて」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

■教育政策課長 協議事項(2)について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

(高橋委員)

いつまでに完成させるのですか。

(教育政策課長)

今後の予定ですが、12月25日にこの改訂版を議会の福祉教育委員会へ提出し、その後パブリックコメントを実施して意見をいただき、今年度中に策定していきます。

(高橋委員)

プラン1-5「教職員研修の充実」という中で、「若手教職員を校内で育てる研修の工夫」という項目が、特にありますが、現場でOJTをする時間がないという声をいろいろな所で聞いています。そして多忙化しているという話も一方であります。現実に研修をするのであれば、研修の時間を作り出すということを、明確に計画の中で訴えていかないと作り出せないのではという懸念があります。この計画の策定業務は、今後重み

が生じると思うので、そのための多忙化解消を明記していく必要があるのかなと思っています。

もう一つは生涯学習の話です。前回の定例会や総合教育会議で、家庭の教育力に関する議論をしている中で、自治会の役割などについてももう少し踏み込んで記載していくべきではないのかなという印象があります。

もう一つ、既にご案内のとおり来年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。それに対して学校は、どうするのかと興味のある方はたくさんおられると思います。教育振興基本計画の改訂版を策定していくこのタイミングで、法律の施行に対してどの様に学校の現場で考えていくのかということについて、あるいは、そこは触れていくのかあえて触れないのかを教えてください。

以上、3点気になりましたので、教えてもらえますでしょうか。

(委員長)

私からも質問をよろしいでしょうか。

平成26年度の実績が書かれてないというところがありますが、これはまたいつか出てくるのでしょうか。まだデータが出ないということですか。

(教育政策課長)

今回、目標にしているものの中には、26年度の数値がないものもありますが、集計して必ず載せるようにします。

(委員長)

先ほど、持ち帰って見てくださいとお話がありましたので、参考にしたいと思います。今、ここで全てに触れなくても次回の定例会でお伝えしてもよろしいですか。

(教育政策課長)

そうですね、定例会に限らず、総合教育会議でも扱いますし、まだご意見を聞く機会があります。

(芳賀委員)

いいですか。

プラン4-3「放課後児童の健全育成の推進」があり、下段に取組みの目標があります。放課後児童クラブの67か所を83か所にしますとありますが、基本政策の指標にもなっています。これは、計画期間の5年間で数を増やすという前提であるということですか。

(教育政策課長)

そうですね。放課後児童クラブは、現在67か所ですが、平成32年度までに、83か所にしたいということです。

(芳賀委員)

例えば、対象範囲を6年生まで広げてきたというような背景もあるわけですね。

(教育政策課長)

そうです。

(高橋委員)

吉田方校区では、今、新しく設置を進めているという話を聞いたように覚えているのですが、そうですか。

(教育政策課長)

吉田方校区は、今年度4月に3か所目の放課後児童クラブが設置されており、6年生まで利用することができるようになっています。

ただ、対象学年を拡大したことで、全学年が、利用することができない校区もたくさんあり、設置場所を学校内や学校の近所に求めているということは、聞いています。

(芳賀委員)

放課後子ども教室の設置目標が、10か所となっておりますが放課後児童クラブと同時進行で増やすという意味ですか。

(教育政策課長)

一体型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を設置するという意味です。

(芳賀委員)

放課後子ども教室を設置する場合には、放課後児童クラブと共存させていくという意味から、慎重にやらないといけないですよ。今は、放課後子ども教室と放課後児童クラブを同じ校区内につくらないようにしていますよね。

(生涯学習課長)

放課後子ども教室は、現在、外国人対応、それから児童クラブが設置できない人数のところへ設置しています。か所数は6か所です。

そのような流れの中で、外国人を対象として2か所位設置をしようと検討をしたので

すが、需要がそこまでなかったため実現はしませんでした。

ここで記載しているのは、一体型・連携型のものを中心に設置したいということです。

一体型というものを文部科学省と厚生労働省が増やして、全体的に見ていきたいという考えがあります。

(高橋委員)

放課後こども教室と放課後児童クラブの違いを整理させてください。

(生涯学習課長)

放課後児童クラブは、今設置している状況で説明をすると、放課後に親が留守の家庭の子どもを預かるものです。

放課後こども教室は、登録制で子どもを限定せず全体の子どもを学校内の中に場所を設けて預かるというものです。

(教育長)

幼稚園と保育園の違いと同様になります。児童クラブは福祉の関係で厚生労働省の所管で、子育て支援的な意味合いが強いものです。放課後こども教室は文部科学省の所管で教育に軸を置いている部分があります。

(生涯学習課長)

今年度からこども未来部へ業務移管されていますが、昨年度まで生涯学習課で所管していたので引き続き答えさせていただければと思います。

10か所というのは、目標として設けないと予算にも影響するというので設けている意味合いもあります。

(芳賀委員)

国からの予算措置という意味ですか。

(生涯学習課長)

そうです。

(渡辺委員)

放課後こども教室にいるのは、教員ですか。

(生涯学習課長)

いえ、教員ではありません。基本的には、ボランティアです。

東京などでは、民間が事業として参入している例もありますので、職員の置き方など運営方法については、自治体の考え方が大きく影響をしています。

(高橋委員)

東京などでは、民間企業が事業として参入していますよね。学習塾などと連携するなどして高額な費用を徴収しているケースもありますよね。

(芳賀委員)

そこでお金が発生すれば、都会で進めているように教育的な意味合いで実施するのもいいと思います。しかし、放課後こども教室と放課後児童クラブを一つの校区へ共存させた時に、お金を取っている放課後こども教室とお金を取っていない放課後こども教室との間で問題が生じたことがありましたよね。

(生涯学習課長)

基本的には、放課後児童クラブは、毎日開設する必要があるのですが、放課後こども教室は、毎日開設しなくてもいいです。毎日開設している自治体もあれば月に2回位開設の自治体もあります。そのため、開設する日数によって開設する意味合いが異なってきています。

(高橋委員)

でも、現実、社会変化や自治体の状況によってニーズが異なりますよね。だから、豊橋市としては、行政主導でやるのか、民間を活用してやっていくのかの方向性をどこかで打ち出さないとまずいですよね。

(生涯学習課長)

場所の問題でいうと、小学校の中にあるのが一番安全で良いということになります。運営形態については、様々な形が考えられますが、基本的には行政主体が一番考えやすいです。

(委員長)

現在は、行政が運営しているものばかりではないですよ。

(生涯学習課長)

そうです。67か所の内、20数か所が民営で、学校外で行っています。

(委員長)

民間が運営している場合は、補助が出ていますよね。

(生涯学習課長)

そうです。国庫補助金が出ています。

(教育長)

現行の教育振興基本計画と比較しようと思いますが、基本的な方針やアクションプランなどの書きぶりや構成は、かなり変わっていますね。

(教育政策課長)

はい、変わっています。

基本政策、基本施策、重点施策という構成だったものが、基本政策、取り組みの基本方針、アクションプランとしています。

現計画は、政策と施策、基本施策と重点施策の言葉の違いが分かりにくいという指摘がありましたので、言葉自体を変えました。

また、現計画は基本政策と基本施策を記載している章が分かれていたため、ある基本政策に関する施策を見ようとすると頁が離れており読みにくくなっていました。そこで、今回は基本政策と従来の基本施策を、一つに合わせて章を構成しています。

(教育長)

先ほど話題になっていたことで気になることがあります。

こども未来部の方へ業務移管されている影響でしょうか。基本政策4「子ども・若者の健全育成」についてですが、これを読んでいったときに従来通り予防とケアの部分がありますが、ケアの要素が強くなっています。本来の前向きな予防とか前向きな施策は、ないのでしょうか。合同補導は、大切なことですが、他にもやるべきことがあると思います。

基本政策の取り組みの基本方針を見ると、「(1) 青少年健全育成の支援・推進」に「家庭・地域が安心して過ごせる居場所となるよう、少年愛護センターが中心となり、有害環境対策、少年非行の防止を推進します。」とあり、この部分は連動している部分があると思います。続いて、「そのために、青少年健全育成団体の活動を支援し、子ども・若者と地域住民との交流を推進します。また、家族の意義や役割の重要性を伝える啓発活動や「家庭の日」の運動を推進します。」とありますが、どうなのでしょう。

(高橋委員)

アクションプランという言葉を使うと重みがでるので、教育長が言うようにしっかりと入れ込んでもらった方が良いと思います。

(教育長)

単独でというわけにはいかないでしょうから、所属を越えた横串を入れて、からんでいる部分があって重複することもあると思いますが、総合教育会議でも話しているように「地域ぐるみの教育システム」をどの様につくりあげていくかという視点が必要だと思います。

家庭にターゲットを当てて第3日曜日を「家庭の日」として設定はしてありますが、実効性はないですね。せっかく、設定してあるなら多くの保護者や市民への啓発と取組みをどう行政として応援をしていくのかという視点も必要です。

そのようなことを具体的に2つくらい入れて行く必要があると思います。

そうすれば、予防とケアということからも健全育成という意味合いが出てくると思います。

めざす人物像として「心豊かで、夢と志を持ち、ともに生きる人」を掲げているので、健全育成においてもそういう人物像をめざした取組みを入れる必要があると思います。

例えば、学校教育では、キャリア教育を進めています。このようなものを組み込んで行く必要があると思います。

「あやかる」という言葉は、今は死語になりつつありますが、身近に人間としての生き方、あり方のモデルとなるような人を作っていく中で、人を育てていく必要があると思います。そのような側面が必要なのは、学校教育の中だけではないと思います。そういう前向きで、「めざす人物像」にせまっていけるような要素を入れていかないと、「健全育成」イコール「非行や悪さをする者を矯正していく取組み」となり、影の部分の取組みだけを行っていけば良いわけではないです。

どのようなものにも表と裏がありますので、予防とケアの両面を同時に進めていく必要があります。

不登校対策についてもそうです。魅力ある学校づくりや子どもにとって有用感がある学校づくりをどのように保障していくのかということは、プラスの視点として取り組んでいく必要があります。しかし、不登校になってしまった場合には、ケアをしていく必要がありますので、専門機関と連携しながらどのように学校復帰へ向けて取り組んでいくかが、重要です。

片手落ちになっていると計画としては、脆弱に感じます。

それから、「1 計画改訂の趣旨」について、なぜ改訂をするのかという部分を厚くしてください。

社会の情勢が変化する中で、教育の基本的な推進計画である教育振興基本計画に沿って政策を進めていくことは大切です。国も教育振興基本計画の策定について努力義務ではありますが、策定を求めています。

豊橋市も上位計画である総合計画と連動をしながら、平成23年度に教育振興基本計

画を策定しました。

だから、5年目に該当するから改訂するという理由だけでは、弱いということです。社会が、これだけスピード感を持って変化をしているので、今の10年間の変化について触れていく必要があります。昔の10年と異なり、今の10年というのは変化が大きいです。だから、5年の区切りで見直しを行うというものです。

何のために改訂を行うのかが、分かりにくくて改訂の趣旨が弱いように感じます。

「本計画は、策定から5年が経過するため」としか、書いてないので、このところをしっかりと書きこんでください。

(高橋委員)

今の話については、最初の段落で今の社会的課題をもう少ししっかり書き込み、それに対してしっかり対応をできているかなどを書きこむと理解しやすいと思います。

(委員長)

計画の内容と現実の場面とでかけ離れている部分があれば、そこを明記してほしいです。

(高橋委員)

5年前に思ってもいなかったようなことが生じているということを、記載していく必要があると思います。

(教育長)

急激な社会変化によって、新たな課題も生じているので、5年前に策定した内容のままで今後5年間の施策を進められないということを記載する必要があると思います。

(高橋委員)

5年前に想定していなかったことを具体的に書き、今後もそういうことが起こりうるということも含めて書くと分かりやすいと思います。

(委員長)

他に何かありますか。

(芳賀委員)

よろしいでしょうか。

プラン1-4「個に応じた教育の推進」についてですが、この間話に出ていたスクールカウンセラーはありますが、ソーシャルワーカーの配置のことが触れられています

ん。これは含むと考えるのか、それともここに記載するのは、そぐわないということでしょうか。 前回、話題になっただけなのでどのように整理されているのか分かりませんが、どうでしょうか。

(教育政策課長)

この後の協議事項の3の「平成28年度教育予算及び意見交換会について」の中では、頭出しはしてあるのですが、ここにはまだ記載をしていません。

(教育長)

あえて言うなら、「スクールカウンセラーや教育相談員等」で「等」とあるので、「等」の中に含むと解釈するかということですよ。

(高橋委員)

他には、スクールカウンセラーという単語を出さずに、「社会や学校とをつなぐような人材」という表現でもあれば、次のステップに繋がりやすいと思います。

(芳賀委員)

文部科学省は、ソーシャルワーカーについて、来年度の予算概算要求を財務省へ行っています。消費税のことなどもあるので、国でも予算が確保されるか不透明な部分もありますが、豊橋市として、問題がなければ言葉をはっきり出して欲しいです。5年後を考えると、もっと重要になってくると思うので、しっかりと言葉として入れて欲しいです。

(高橋委員)

私も入れた方がいいと思います。

教育振興基本計画に書いてあることは、後に重要になってくるので載せておいた方がいいと思います。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの位置付けが異なるのであれば、それぞれの役割まで明記して欲しいです。

(教育長)

そうですね、では入れてください。

(芳賀委員)

記載の仕方については、細かく言いませんが、並列でもいいかと思います。

いろいろなケースに対応をした相談員が、いるということが分かればいいと思います。

(教育長)

生涯学習課長、こども未来部と相談をして、健全育成の部分と家庭の教育力の向上の2つの部分に、「自治会との連携の中で」というような意味合いの言葉を足してください。そして、地域ぐるみの風土づくりをどのように形作っていくのかということも、入れ込んでおく必要があると思います。家庭向きの講演会を開きますといった直接的なターゲットだけでは、少し弱い感じがします。

(生涯学習課長)

今回の改訂では、生涯学習については、メインとして、地域の教育活動を中心に出していこうとしていました。やはり、家庭の教育力の向上のためには、地域の教育力の中での家庭教育と捉えていくことが、とても必要であるという位置付けで構成してきました。

しかし一方で、家庭教育は、家庭教育として出しておくべきではないかというご意見をいただき、この様にしています。

(教育長)

プラン2-1「地域の教育活動の推進」、プラン2-2「家庭の教育力の向上」とした現在の構成は、良いと思います。

しかし、直接的なものよりも、家庭の教育力が十分に機能していない所では、地域ぐるみでという風土を作っておく必要があると思います。そして、そこがうまく再構築されて、機能すると個々の家庭の教育力も向上して来るとような相乗効果があると思います。これからは、自治会との関係をどのように整理していくのが、大切になってくると思います。教育委員会の御旗として掲げている「地域ぐるみの教育システムの構築」との整合性を図る必要があります。

(高橋委員)

渡辺委員の前で恐縮ですが、今日、「おやじの会はPTAになりうるか」ということをテーマに書かれている興味深いブログを見つけたので読みました。

おやじの会は、自分の親ではなくて地域の子どもの親父というコンセプトを持って活動をしています。地域の人が家庭を支えるという議論をここ数回重ねてきましたので、そのような意味からかなという気はします。

(教育長)

一回、検討をしてください。

(委員長)

加藤委員と高橋委員の話に出てきた「地域ぐるみ」ということについてです。プラン2-1「地域の教育活動の推進」に「小学校区を単位とした、地域ぐるみで子どもを育てる活動の促進」とありますが、これがそのことではないでしょうか。

(生涯学習課長)

私たちも、そのことを意識しながら記載している文章です。

プラン2-2として、家庭教育を取り出しているのですが、プラン2-1「地域の教育活動の推進」も家庭教育とのつながりが深いと考えているからです。

(高橋委員)

だから、今までの議論を総括すると、「家庭の教育」と「地域の教育」を分けて考えることは、できないというものでした。それぞれが、内包しているという議論をしているので、あえてどちらにも入っているというニュアンスを強くした方がいいと思います。どちらかに入っていればいいというものではないです。タイトルが違うと、セパレートされた印象になってしまいます。

(教育長)

そのように読めるので、私も意見を言いたくなります。

今の状態だと、分けて書いてあるように読めてしまいます。

(生涯学習課長)

現計画では、この部分が「家庭・地域教育の推進」のように記載されていたのですが、地域の方を先に出した構成をしてあります。しかし、読み手に伝わりやすいような表現にしたいと思います。

(教育長)

全体を通して、総合計画とも連動をしていくところですが、言葉の表記などもしっかりそろえておいてください。例えば、「一人ひとり」という表記がたくさん出てきますが、漢字で「一人一人」ではなくて、「一人ひとり」という表記に総合計画も含めて揃えてありますか。

(教育政策課長)

はい、そろえてあります。

(教育長)

それは、統一されているということですね。

私たちが、自主自律という言葉を使う場合は、立つではなく律するという漢字を使っています。ですから、自立となっているものがあつたら、自律へ修正をしてください。言葉ひとつひとつに思いを込めて使っているのです、そのところもしっかり意識してください。

(教育政策課長)

分かりました。

(渡辺委員)

「取り組みの目標」の部分について、ほとんどの目標が、数を増やしますとあいまいな表記になっています。それしか書きようがないのかもしれませんが、本気で目指すなら少しでも数値を示した方がいいと思います。

(教育政策課長)

基本政策の指標については、数値を割と示しているのですが、アクションプランの方は、表現が弱いのでなるべく数値目標を設定していくように調整をしたいと思います。

(渡辺委員)

もうひとつ、細かいところですが、プラン4-1「子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援の充実」の取り組みの目標にある「地域合同補導」の人数は、自治会の健全育成会が地域を周っている人数を指しているのでしょうか。

(生涯学習課長)

当然、地域の方々、学校の教職員も出ています。

(渡辺委員)

年に1回、7月くらいに地域の人が集まり地域を周るものを指しているのですか。

(生涯学習課長)

それだけでは、ないです。

(渡辺委員)

合同補導の人数を増やしたら何か意味があるのですか。

(教育長)

合同補導の参加者数を増やすということは、警察官の人数を増やせばいいという議論

と同じですよ。子どもの健全育成という視点で捉えて、プラスのことも書き、それを指標として設定をすることができたら変わってくると思います。

(高橋委員)

「増やす」のであれば、見守る気持ちの人たちを増やすということで、そういう社会を醸成するために、「増やす」のであれば、ストーリーがあつて分かります。ただ、動員する人数を増やして足りるのであれば、意味がないと思います。

(教育長)

具体的なアクションプランの部分をしっかり議論して、整理した上で指標として持つてこないと意味がないです。

(芳賀委員)

もう一ついいですか。

学校教育の推進の指標で「市立豊橋高等学校・家政高等専修学校の卒業率」とありますが、この数字は、2校の数字を合算したものでですか。

(教育政策課長)

そうです、両校の合わせた数値です。

豊橋高等学校は、低くて、家政高等専修学校の方が高い率になっています。

(高橋委員)

これは、なぜ数値を合算したのですか。

それだけ数値が異なるのであれば、環境も課題も異なり、対応策も異なってくると思います。一緒にすることによって、見えなくなると思います。

(教育政策課長)

確かに指標としては、分けた方がいいようにも思います。家政高等専修学校は、8割を超えているので、余り変化はありません。

(委員長)

平均をしてしまうと、悪く読むと数値をぼかしているように感じられます。そうすると問題点が、ぼやけると思います。

(芳賀委員)

それに関連して、プラン1－9「豊橋高等学校・家政高等専修学校における特色ある

教育活動の推進」の取組みの目標では、進学・就職率の数値が出ているのですが、基本政策の指標とアクションプランの取組みの目標の数値は、あえて変えているということですよ。

つまり、例えば、「基本政策1 学校教育の推進」の指標では、「学校評価における「健やかな体の育成」の項目がAランクに評価された小中学校の割合」とありますが、プラン1-2「自他ともに認める豊かな心の育成」の取組みの目標は、「学校評価における「豊かな心の育成」に関する項目がAランクに評価された小中学校の割合を増やします」とあります。このように違いがあるのは、基本政策は網羅的でいろいろあるけれども、アクションプランでは、特に「豊かな心の育成」に重きを置いているということですか。

基本政策とアクションプランの指標あるいは目標をあえて異なるものになっているということですか。

(教育政策課長)

そうです。

(高橋委員)

進学・就職率は、卒業した生徒の率ですよ。そうすると、元の入学者数で考えるとさらに率が低くなるということですか。

(教育政策課長)

そうです。

(高橋委員)

豊橋高等学校の進学就職率についてですが、卒業生の内の6割ということですか。卒業率が6割であるので、入学者で考えると6割の6割ということですよ。

(教育政策課長)

そうです。

ですから、平成26年度でいうと豊橋高等学校に入学した者の69.5%の者が卒業し、その中の60.2%の者が進学・就職できているという事です。

(高橋委員)

現実には、入学した者で考えると、進学・就職できている者は、半分以下ということですよ。ですから、この数字をあえて出すかということは、議論の余地がありますね。

これだけ社会が多様化しているので、就職の定義をどうするかという議論はあると思

いますが、6割近い子どもが、次のステップへ行くことができなくなっているという現状があるということですね。

(委員長)

こういう風に表だって出すところには、出しにくいのかもかもしれませんが、結果的には卒業が難しく、就職率も悪いということですよ。

豊橋家政高等専修学校は、基本的に資格を取得して卒業して、豊橋高等学校は、特にありませんので、そもそもの土台が異なると思います。

豊橋高等学校と豊橋家政高等専修学校とでは、起きている問題が異なるので、明らかになるように分けて数字を示した方が分かりやすいと思います。そうしないと、どちらの議論をするかによって対応は異なると思います。

市立であるということだけで、一括して示すのはどうかと思います。

少なくとも私たちには、分けた数字を示していただきたいと思います。

そうしないと、対応策の議論ができないと思います。

(教育政策課長)

分かりました。

(委員長)

それでは、他に何かありますでしょうか。

教育振興基本計画については、11月12日の総合教育会議でも協議を行うこととしていきますので、次に移りたいと思います。

「協議事項(3)「平成28年度教育予算及び意見交換会について」ですが、本件につきましては、意志形成過程ということで、「非公開」として実施したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

異議なしと認め、「非公開」として行うことに決定しました。

それでは、予算要求について事務局から説明をお願いします。

【非公開部分】

(委員長)

それでは、次に「協議事項(4)学校におけるいじめ等への対応について」ですが、

本件につきましては、特定の個人を識別することができる情報を含むため、豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号の規定により、「非公開」としたいと思いますが異議はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

異議なしと認め、「非公開」として行うことに決定しました。

それでは、協議事項(4)「学校におけるいじめ等への対応について」を事務局から説明をお願いします。

【非公開部分】

(委員長)

他にございませんか。それでは、次に「日程第2 報告事項」に移ります。「小中一貫教育の取り組み状況について」について事務局から説明をお願いします。

■教育政策課長 報告事項について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の報告について何か、ご意見、ご質問などはありませんか。

(教育長)

教科担任制を導入するために、市費による非常勤講師を広げていくということですが、非常勤講師を入れなくても、小規模校同士で人事交流ができるようにしたり、大規模校での人事配置で考慮をしたりしていきますが、何人くらい必要になってくるのですか。

(教育政策課長)

10人です。

(教育長)

学校教育課長、この10人が確保できますか。

(学校教育課長)

確保せざるを得ない状況ですので、何とかしたいと考えています。

(教育長)

できたら退職する教員を再任用で対応できる方がいいと思います。

どうしても仕方がないなら、講師登録の中で対応する必要があると思いますが、需要と供給の部分で難しいと思います。数字上は、これでできるかも知れませんが、実際にできるかという別問題ですから。

(芳賀委員)

この計算時間は、何に基づいているのですか。

(教育政策課長)

理科は、週3時間授業があり、音楽、図工と家庭科は、週に1.4から1.6時間になります。例えば、週3時間の理科と週1.6時間の家庭の2教科をセットで考えると1学級につき週5時間程度が必要になります。これを2学級ある豊南小学校、2学級ある高根小学校、4学級ある富士見小学校のグループにあてはめると、5時間かける8学級で40時間となりますが、学校間の移動、教材研究、授業の準備の時間を含めて48時間としています。これを週24時間勤務の非常勤講師で、48時間が必要となると2人で担当することになります。

また、後補充のことも視野に入れていきます。

例えば、理科の教員が4年生にいて、5年生と6年生の理科も担当をしますということができれば、理科の教員が、4年生のクラスを離れる時間の国語や算数などを担当する教員とする場合もあります。

(芳賀委員)

直接ではなくて、間接的に教科担任制をするということですね。

(教育長)

この制度を行うために、教科限定で10人の非常勤講師を確保するのはかなり厳しいです。

(教育政策課長)

理科を10人というはかなり厳しいですし、家庭科を5人としてもかなり厳しいです。ですから、校長の裁量により学校内での授業交換もかなり行わないと難しいと考えています。

(教育長)

そうであれば、対象校の校長にある程度シミュレーションをしてもらってから人事異

動の校長面接に臨んでいただいて、工夫してもらわないと難しいですね。対応がミニマムで済むような検討をしてもらう必要があります。

今年度、非常勤講師を2人確保するだけでも大変でした。同じ時間で少人数指導をやっていた方が楽なので、そちらの方がいいという人の方が多いです。断られた人もいる中で、何とかお願いして確保した経緯があります。

これをさらに広げるとなると、人事配置が大変なことです。

(芳賀委員)

断った人は、再任用の先生ですか。

(教育長)

そうです。

断った人は、少人数指導に入っています。

(委員長)

再任用は、その年に退職しただけでなく、その前に退職した教員も対象としているのですよね。

(教育長)

そうです。

今は、年金の受給年齢のこともあり、希望をすれば雇用を継続するようになってきています。家業があって断る人もいますが、9割以上の方は再任用などを希望しています。

非常勤講師となると、勤務時間が講師の半分になります。できれば、講師としてフルタイムで働きたい人が多いです。

(芳賀委員)

半分の時間でいいという人がいないと駄目ということですね。

(教育長)

だから、退職をした人を再任用で雇用して非常勤講師を担ってもらおうということを期待しているのですが、多くはいないです。

(芳賀委員)

二川南小学校の6年生の理科の授業で、教科担任制を導入していましたよね。

(教育長)

今、やりたがる学校は増えています。

人事異動に係る校長面接でも、一部教科で教科担任制を導入して進めたいからそのような人事配置を要望してくる校長は増えています。

人事配置でできる学校はいいですが、できないような小規模の学校に対して市教育委員会として支援をしていきたいと思いますと考えているわけです。良い方法があるといいですが、学校の協力を得ないとできません。

これだけは、心配で仕方がないです。

(委員長)

やりましょうということで、進めているので、できる方策を考えてもらえればと思います。

他にございませんか、なければ、次に「日程第3 定例会の日程等について」ですが、事務局から説明をお願いします。

■教育政策課長 定例会の日程等について説明

(委員長)

他に何かありませんか。ないようでしたら、以上をもちまして、本日の予定を終了いたします。ありがとうございました。

午後6時10分 閉会

豊橋市教育委員会委員長

委員

委員